

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

日・EU経済連携協定の適確な実施を確保するため、登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等の名称の表示と同一の名称の表示等の使用期間の制限、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

1 先使用期間の制限等

- ・ 先使用(GI保護前からGIと同一の名称等を使用していた場合)については7年間に制限することとされたことから、現在無期限に認められている先使用期間を原則として7年間に制限する。
- ・ 現行法では、先使用品とGI産品を識別するためにGIマークの表示を義務としていたが、先使用期間が制限されることなどから、GIマークの表示を任意とする。



2 広告等におけるGI使用の規制

- ・ 産品へのGIの表示だけでなく、広告等サービス分野におけるGI使用も規制することとされたことから、産品へのGIの貼付に加え、広告等におけるGIの使用についても規制する。

3 GI産品と誤認させるおそれのある表示の規制

- ・ ~タイプ、~スタイル等GI産品でないことを明らかにした表示のみならず、原産地を正しく表示した場合であってもGI産品であるかのように示唆する手段で公衆を誤認させる表示についても規制することとされたことから、文字や国旗等を組み合わせた結果GI産品と誤認させるおそれのある表示も規制する。

3. 施行期日

日・EU経済連携協定の効力発生の日